

がん患者ウィッグ購入費用助成の実施について

1 概要

(1) 目的

がん患者に対し、ウィッグの購入費用の一部を助成することにより、治療の影響による脱毛等の外見変化が及ぼす心理的及び経済的負担の軽減を図る。

(2) 対象者・定員

文京区在住でがんと診断され治療を行い、ウィッグを購入した日から1年以内の方・定員100名

(3) 助成対象経費

ウィッグ及び医療用帽子的購入費用

(4) 助成額

上限3万円または、購入経費の5割のうち、いずれか低い額

(5) 実施期間

令和2年5月から募集開始

2 実施方法

①がん患者の方が、ウィッグを購入した日から1年以内に健康推進課へ助成申請書を提出

【申請書類】

(1) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類

(2) ウィッグ及び医療用帽子的購入代金を証明する書類（他の助成を受けていないもの）

②申請書類を健康推進課で確認

③助成決定と合わせて、申請者へ助成額を支出

3 周知方法

区報（4/25号）、ホームページ等による周知

4 スケジュール

令和2年4月 区報（4/25号）、ホームページ等による周知およびチラシ・ポスターの配布（予定）

5月 がん患者ウィッグ購入費用助成事業開始